資料１

Ｒ７.４　岐阜県危機管理部消防課

消防団員を雇用する事業者への支援制度

岐阜県では、地域防災力の中核として大きな役割を果たしている消防団の活動に協力する事業所に対し、減税制度や報奨金制度といった支援事業を行っております。ぜひ積極的に御活用いただくとともに、消防団活動へのより一層の御理解と御協力をお願いいたします。

＜各種制度を活用するために…＞
市町村から「消防団協力事業所」の認定を受けましょう。

下記２つの制度を受けるには、県内の事業所等の全てが「消防団協力事業所表示制度」の表示証の交付を受けている必要があります。表示証の交付を受けるには、各市町村で定める「認定基準」を満たした上で各市町村へ申請してください。

＜認定基準の例＞

1　貴事業所の従業員が消防団員として入団していること

2　貴事業所の従業員の消防団活動について積極的に配慮していること

消防団協力事業所表示証

○　「消防団協力事業所支援減税制度」により事業税の控除を受けることができます。

・控除額　事業税額の２分の１に相当する額（上限 100 万円。従業員等の数に占める消防団員数の割合が１割以上の場合は上限 200 万円。）

・申請期限　法人：各事業年度の終了日から１か月以内
個人：各年 12 月 31 日から所得税の申告期限まで

・申請先　岐阜地域　：県庁危機管理政策課岐阜地域防災係
その他の地域：各県事務所振興防災課

※認定要件等は、県 HP 又はリーフレットを御確認ください。

（県 HP）https://www.pref.gifu.lg.jp/page/12961.html

消防団教職事業所支援減税制度
リーフレット

○　前年度に「過疎地域の消防団員」を新たに確保している場合、
「消防団員雇用貢献企業報奨金制度」により報奨金を受け取ることができます。

・報奨金額　①前年度から純増した団員数１人につき 10 万円
②新たに確保した団員１人につき５万円（①の団員数を除く）

・申請期限　５月１日から７月 31 日まで

・申請先　岐阜地域　：県庁危機管理政策課岐阜地域防災係
その他の地域：各県事務所振興防災課

※過疎地域の団員であるかは各市町村へご確認ください。

※認定要件等は、県 HP 又はリーフレットを御確認ください。

（県 HP）https://www.pref.gifu.lg.jp/page/17412.html

消防団員雇用貢献企業報奨金制度
リーフレット